

聴聞手続の進行（概略）

聴聞の通知

当事者以外に不利益処分について利害関係を有する者がおり、その者の聴聞への参加を求める場合、「様式第1号 聴聞参加許可申請書」を聴聞の主宰者に提出します。また補佐人（例・専門家など）を参加させたい場合は、「様式第3号 補佐人出頭許可申請書」を聴聞の主宰者に提出します。

聴聞の開催 → 聴聞の終結

聴聞の通知があった時から聴聞が終結するまでの間、行政庁に対し、不利益処分的事实を証する資料の閲覧を「様式第2号 資料閲覧等請求書」により請求することができます。

聴聞調書・報告書の作成

聴聞調書及び報告書の閲覧を希望する場合、「様式第4号 聴聞調書・報告書閲覧等請求書」を行政庁（聴聞の終結前の場合は主宰者）に提出します。

行政庁による処分

不利益処分とは・・・

許認可の取消、一定期間の営業停止命令、施設の改善命令など、行政機関が、権利を制限したり、義務を課したりする行為のことをいいます。行政機関がこのような不利益処分を行う場合、緊急に処分をする場合を除いて、聴聞や弁明機会の付与といった、処分の相手方が意見を述べる機会を設けています。このうち聴聞手続は、許認可の取消や人の資格や地位を奪うような重い不利益処分を行う場合に、審理の場を設け、処分の相手方に意見を述べる機会を与える手続をいいます。

備考：聴聞に関する手続、様式等について他の法令に特別の規定がある場合はそれに従います。